

テオトルタウン三本木

お申込みから土地引渡しまでの分譲スケジュール

① 物件の確認

◎お申込みの前に分譲要綱等の内容をよくご確認ください。

お申込み者が、
【個人の場合（ハウスメーカー等の委任を含む）】
「三川町土地開発公社住宅地分譲実施要綱」
【宅建業者の場合】
「宅地建物取引業者への住宅地分譲実施要綱」

② 申込書類の提出

◎申込書類を揃えたうえで、三川町土地開発公社（役場企画調整課内）へご提出（持参）してください。

【個人の場合】

- ・分譲宅地申込書（様式第1号）
- ・住宅建築概要計画書（様式第2号）
- ・誓約書（様式第3号）
- ・住民票（世帯全員）
- ・納税証明書もしくは滞納のない証明書（契約者となる者）
- ・委任状（任意様式）
※ハウスメーカー等が代理申込みする場合

【宅建業者の場合】

- ・分譲宅地申込書（様式第1号）
- ・誓約書（様式第2号）
- ・宅地建物取引業者免許証の写し
- ・登記簿謄本（現在事項証明書）の写し

- 受付は、令和5年10月2日（月）から
先着順にて行います。
- 受付時間は、平日9:00～17:00です。

③ 決定通知の送付

◎「分譲宅地候補者（業者）決定通知書」を送付いたします。

④ 確定通知の送付

◎「分譲宅地買受人（業者）確定通知書」を送付いたします。

※売買契約、分譲要領及び重要事項説明書等について説明を行います。

⑤ 契約保証金の支払い

※売買契約時までに契約保証金（分譲価格の10%相当額）をお支払いしてください。

⑥ 売買契約の締結

◎「分譲宅地売買契約書」に署名・捺印のうえ、各自1通を保有します。
→契約に係る費用（収入印紙）は、ご負担いただきます。

※契約締結日から60日以内に分譲代金（残金）をお支払いしてください。

⑦ 土地の引渡し

◎分譲代金の納入が確認されたら、
「分譲宅地引渡書」を送付し、土地の引渡しとなります。
→登記に係る費用（登録免許税）は、ご負担いただきます。
※登記完了書類を受領後に「登記完了通知受領書」を提出してください。

⑧ 所有権移転登記

⑨ 住宅建築

◎引渡し日から5年以内に住宅を建築し、入居してください。
※すぐに建築を行わない場合も、草刈り等の適切な維持管理を行ってください。